

原子力規制委員会



《原子力規制委員会》

表 20-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日制定） 平成25年3月19日改正、平成26年2月28日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年 9 月 19 日から 29 年 3 月 31 日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第 3 条第 1 項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策のすべてを対象に行う。 評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、政策評価の観点に関する事項をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。 その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成26年度原子力規制委員会事後評価実施計画（平成26年3月26日制定） 平成26年6月3日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象。具体的には、原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象。
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 20-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第 7 条第 2 項第 1 号）	実績評価方式：3 件 （目標管理型の政策評価） [表 20-3-ア]	目標達成	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【改善・見直し】	3
			相当程度進展あり	1	<予算要求及び機構・定員要求への反映> 予算要求に反映 3 件 機構・定員要求に反映 3 件 （うち、定員 3 件）	
	未着手 （法第 7 条第 2 項第 2 号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 （法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第 7 条第 2 項第 3 号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 20-3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」として公表。

表 20-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力関連規制の実施（注 2）	目標達成	改善・見直し
2	原子力災害対策（注 3）	相当程度進展あり	改善・見直し
3	原子力規制行政に対する信頼の確保	目標達成	改善・見直し

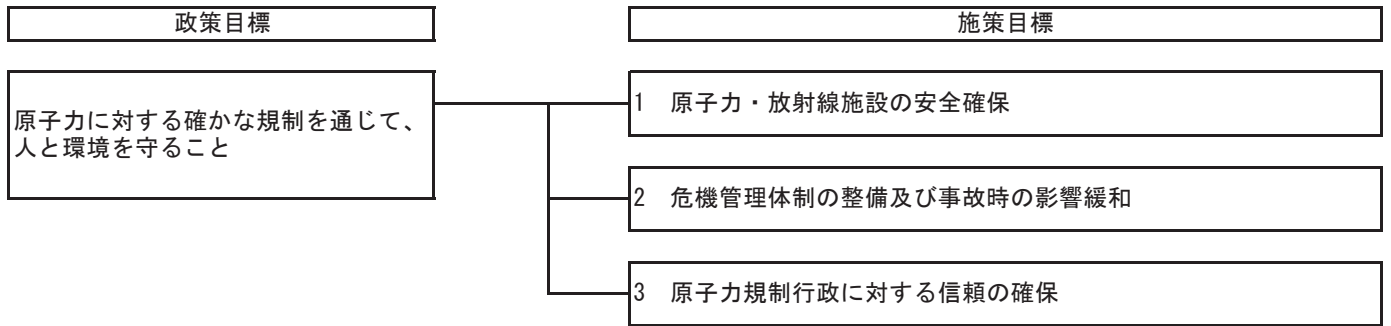
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表20-4-(1)参照。

2 別表の施策目標「1 原子力・放射線施設の安全確保」に関する政策である。

3 別表の施策目標「2 危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和」に関する政策である。

## 政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ(<http://www.nsr.go.jp/data/000045715.pdf>) 参照